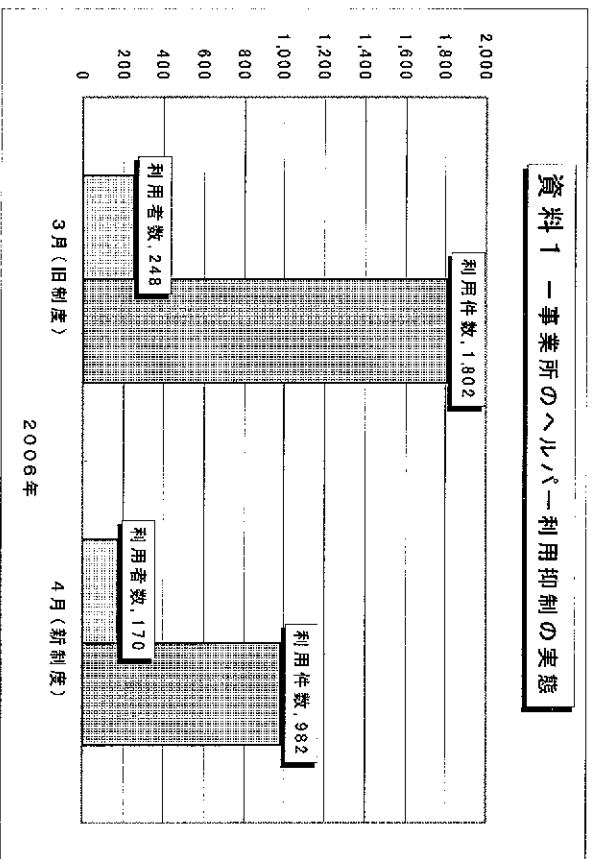


# 1、自立支援法施行で 変わる制度利用の実態

2006年4月1日から障害者自立支援法が施行されました。収入が障害基礎年金だけの人は、事実上無料で利用できていた障害者作業所（通所施設）やホームヘルプサービスの利用からも利用料が徴収されることになりました。

きょうされんが2006年3月17日～31日に実施した調査によると通所施設利用者の303人（在籍者比率2.86%）が退所していません。調査実施が3月と制度実施の直前であることから、実際の利用料の支払いが発生する5月中旬以降は、もっと深刻な事態が予想されます。これは作業所など事業所の大幅な減収に拍車をかけることになり、事業所の存続すら危ぶまれています。同法がまさに悪法といわざるを得ない証といえるでしょう。（資料1）



《私たちは、真に自立できる制度の実現のために、  
応益負担の撤回を求めます》

制度が実施された今、障害者の自立が「家族依存ではない、真に自立を目指した施策の前提である福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める」ことの重要性を再確認しています。

《財源削減を目的にした「介護保険への統合」に反対します》

特に、「20歳からの介護保険料徴収の2009年度実施を目指している」「応益負担」の撤回が安易な「統合」を許さない決定的に重要な課題となっています。障害者・家族の実態や介護・支援への期待を無視した制度の見直しを許さない運動は、単に障害者分野の問題だけでなく、日本が戦後築き上げてきた《公費負担を原則とする福祉制度の理念》を守り発展させる運動です。このことを広く市民に訴え共感を広げていく

こと、  
この人  
が安心して  
暮らせる現  
状を第一と  
して、  
確かな信  
念をもちま

